

○施策一覧

医療政策課

単位:千円

事業名	事項名	30年度予算	前年度予算	差引増減額	頁
職員給与費(公衆衛生総務費)		66,768	68,449	▲ 1,681	
	職員給与費	66,768	68,449	▲ 1,681	
結核予防対策推進費		20,959	24,325	▲ 3,366	
	結核予防対策推進費	16,721	18,696	▲ 1,975	33
	結核対策特別推進事業費	4,238	5,629	▲ 1,391	33
結核医療費		29,379	29,531	▲ 152	
	結核医療費公費負担事業	29,379	29,531	▲ 152	34
感染症予防費		270,173	309,855	▲ 39,682	
	感染症対策事業運営費	2,927	3,424	▲ 497	35
	感染症予防事業費	31,289	48,806	▲ 17,517	35
	感染症発生動向調査費	13,989	14,773	▲ 784	36
	肝炎対策事業費	24,423	25,868	▲ 1,445	37
	肝炎医療費公費負担事業	197,545	216,984	▲ 19,439	38
予防接種費		23,071	22,879	192	
	予防接種事故対策事業	23,071	22,879	192	39
健康づくり対策費		53,878	56,226	▲ 2,348	
	がん克服推進事業費	53,878	56,226	▲ 2,348	40
職員給与費(医薬総務費)		248,562	241,901	6,661	
	職員給与費	248,562	241,901	6,661	
地域医療対策費		332,796	372,291	▲ 39,495	
	保健医療対策費	5,649	5,902	▲ 253	41
	地域医療再生臨時特例基金事業費	0	87,361	▲ 87,361	42
	地域医療構想推進事業費	4,152	8,580	▲ 4,428	43
	地域医療介護総合確保基金事業費	322,995	270,448	52,547	43
救急医療対策費		925,232	591,226	334,006	
	第二次救急医療体制整備費	544,967	225,398	319,569	46
	広域災害・救急医療情報システム費	11,711	12,088	▲ 377	48
	救急医療推進事業費	2,948	2,948	0	
	ドクターヘリ運営事業費	299,005	299,005	0	49
	医療施設耐震化臨時特例基金事業費	52,007	37,193	14,814	49
	周産期医療確保対策事業費	14,594	14,594	0	50
医務行政費		611,100	812,014	▲ 200,914	
	医務行政費	604,611	805,426	▲ 200,815	50
	医療安全相談センター事業費	6,489	6,588	▲ 99	53
しまの医師確保対策費		2,760	2,850	▲ 90	
	しまの医療機関指導費	2,760	2,850	▲ 90	53
病院企業団助成費		2,104,099	1,937,707	166,392	
	病院企業団本部会計負担金	30,230	32,285	▲ 2,055	54
	病院企業団財政助成費	774,342	654,502	119,840	54
	病院企業団医師センター経費	28,174	82,090	▲ 53,916	54
	臨床研修医研修経費	11,432	13,196	▲ 1,764	54
	研究研修事業経費	3,320	3,320	0	54
	病院企業団本土地区病院負担金	1,256,601	1,152,314	104,287	54
	課 計	4,688,777	4,469,254	219,523	

結核予防対策推進費

実施主体	県	負担割合	国 1/2 県 1/2
平成 30 年度予算	16,721 千円	根拠法令等	感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
平成 29 年度予算	18,696 千円		

<事業目的>

長崎県における結核罹患率は全国平均値を大きく上回っている状況が続いていることから、健康診断をはじめとした結核対策の総合的な推進により、結核患者を早期に発見し、結核の感染拡大防止を図る。

<事業内容>

- ア 結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対する接触者健康診断の実施
- イ 結核登録票に登録されている者に対する結核管理検診の実施
- ウ 私立学校における生徒の健康診断への補助
- エ 保健所職員等の技術向上に資する研修会等の実施
- オ 結核統計の作成等

<事業実績>

ア 結核指数(り患率、登録率、有病率、死亡率は人口 10 万人対比)

年	新登録患者(人) ※()は全国値		年末登録者(人) ※()は全国値				結核死亡者(人) ※()は全国値	
	患者数	り患率	登録者数	登録率	患者数	有病率	登録者数	死亡率
28	218 (17,625)	15.9 (13.9)	536 (42,299)	39.2 (33.3)	154 (11,717)	11.3 (9.2)	15 (1,889)	1.1 (1.5)
27	217 (18,280)	15.7 (14.4)	586 (44,888)	42.5 (35.3)	149 (12,534)	10.8 (9.9)	17 (1,955)	1.2 (1.6)
26	307 (19,615)	22.1 (15.4)	631 (47,845)	45.5 (37.6)	199 (13,513)	14.4 (10.6)	23 (2,099)	1.7 (1.7)

イ 結核健康診断実施状況(単位:人、%)

年 度	学校		予防接種(BCG)		一般住民健診		管理検診		接触者健康診断	
	受検 者数	受診率	接種 者数	受診率	受診 者数	受診率	受診 者数	受診率	受診 者数	受診率
28	22,046	98.2	10,695	92.7	75,765	21.3	729	95.3	2,068	97.2
27	22,494	98.8	10,899	97.0	68,511	19.5	677	95.0	2,219	98.5
26	23,610	98.5	10,689	89.4	66,662	18.9	653	94.5	3,403	97.8

結核対策特別推進事業費

実施主体	県	負担割合	国 10/10 県 10/10
平成 30 年度予算	4,238 千円	根拠法令等	感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
平成 29 年度予算	5,629 千円		

<事業目的>

結核対策において、患者治療を確実に完遂させることが重要なことから、直接服薬確認(DOTS)を推進するとともに、結核に関する正しい理解の促進と結核予防意識の向上を図る。

<事業内容>

- ア 結核患者に対する直接服薬確認(DOTS)等の確実な推進
- イ 県民に対する結核予防等の啓発
- ウ 医療従事者等に対する研修会等の実施

- エ 結核指導者育成等
- オ 結核患者の早期発見・早期対応のため、高齢者施設や医療機関に向けたフローチャート等を活用した啓発活動

<事業実績>

- ア 各保健所において、直接服薬確認事業の実施
- イ 啓発用ポスター掲示、パンフレット配布、各保健所における啓発活動
- ウ 医療従事者、市町職員等に対して結核実務者研修会の実施
- エ 保健所職員等を対象とした結核専門研修への派遣
- オ 九州地区結核予防技術者地区別講習会への参加等

結核医療費公費負担事業

実施主体	県	負担割合	国 3/4 県 1/4、国 1/2 県 1/2
平成 30 年度予算	29,379 千円	根拠法令等	感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
平成 29 年度予算	29,531 千円		

<事業目的>

各保健所に設置した感染症診査協議会(結核診査専門部会)において、入院の可否及び適正医療等に関する審議を行い、結核の適正な医療の普及と患者が安心して医療を受けられるよう結核医療費の公費負担を行う。

<事業内容>

結核診査専門部会において、入院の勧告、入院延長及び適正医療等について審議し、医療費等の公費負担を行う。

ア 入院患者の医療(感染症法第37条)

入院の勧告又は入院の措置を実施した場合において、当該患者が感染症指定医療機関で受ける医療に要する費用を公費負担(自己負担分)する。

所得税額が147万円を超える場合に、2万円の自己負担が生じる。

公費負担額の負担区分 国3/4 県1/4

イ 適正医療(感染症法第37条の2)

入院以外の結核患者が、結核指定医療機関で受ける医療に要する費用の5%を自己負担とし、残りの額を公費負担(自己負担分)する。

公費負担額の負担区分 国1/2 県1/2

<事業実績>

ア 結核医療費公費負担額の推移(長崎市、佐世保市除く)

年度	入院医療費(法第37条)		入院以外医療費(法第37条の2)	
	延件数(件)	金額(千円)	延件数(件)	金額(千円)
29	155	15,505	1,420	2,323
28	204	19,723	1,235	1,695
27	181	12,037	1,343	2,108

イ 結核病床を有する病院数、結核病床数(各年12月末現在)

年	病院数	許可病床数(床)	平均入院患者数(人/1日)※	利用率(%)※
29	9	122	26	21.4
28	9	122	26	20.9
27	9	139	29	23.6

※厚生労働省統計「病院報告」、「医療施設動態調査」より

感染症対策事業運営費

実施主体	県	負担割合	国1/2 県 1/2
平成30年度予算	2,927 千円	根拠法令等	感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
平成29年度予算	3,424 千円		

<事業目的>

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、新型インフルエンザをはじめとした感染症対策の総合的な推進を図る。

<事業内容>

- ア 感染症対策委員会及び各保健所感染症診査協議会の運営
- イ 新型インフルエンザ対策訓練等の実施
- ウ 日本脳炎感染源及び流行予測調査の実施
- エ 院内感染対策の推進(地域支援ネットワーク構築)
- オ 感染症に関する正しい理解と感染予防の促進等

<事業実績>

- ア 長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画の進捗管理
- イ 各保健所感染症診査協議会等の開催
- ウ 日本脳炎感染源及び流行予測調査の実施(例年7月～9月)
- エ 院内感染地域支援ネットワークの体制整備
- オ 感染症予防啓発資料の作成・配布等

感染症予防事業費

実施主体	県	負担割合	国 1/2 県 1/2
平成30年度予算	31,289 千円	根拠法令等	感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
平成29年度予算	48,806 千円		

<事業目的>

エイズ・性感染症などの総合的な感染症対策を推進するため、感染症対策全般についての人材教育、普及啓発活動等による感染症予防意識の向上、感染症医療提供体制の整備等を図る。

<事業内容>

- ア エイズ・性感染症感染予防のための普及啓発
- イ HIV、クラミジア等の特定感染症抗体検査(無料・匿名)や相談
- ウ 感染症指定医療機関の確保(運営費補助)
- エ 病原体検査体制の整備(機材整備等)

<事業実績>

- ア 第一種感染症指定医療機関の指定
医療機関名:長崎大学病院
病床数:2床
指定日:平成23年12月5日
- イ 第二種感染症指定医療機関の指定

二次医療圏名(保健所名)	医療機関名	病床数	指定日
長崎(長崎市・西彼)	長崎みなとメディカルセンター	6床	平成 28.3.26
佐世保県北(佐世保市・県北)	佐世保市総合医療センター 北松中央病院	4床 2床	平成 15.4.1 平成 14.3.19
県 央(県 央)	市立大村市民病院	4床	平成 15.12.25
県 南(県 南)	島原病院	4床	平成 14.1.24
五 島(五 島)	五島中央病院	4床	平成 14.2.1
上五島(上五島)	上五島病院	4床	平成 16.9.4
壱 岐(壱 岐)	壱岐病院	4床	平成 27.4.1
対 馬(対 馬)	対馬病院	4床	平成 27.5.17

ウ エイズ・性感染症対策

(ア)長崎県感染症対策委員会「エイズ・性感染症専門部会」の開催

(イ)HIV検査普及週間(6月)や世界エイズデー(12月)を機会に、新聞や雑誌等により普及啓発を実施

(ウ)検査・相談事業

・各保健所において、HIV 抗体検査(無料・匿名)及びエイズ・性感染症に関する相談業務を実施

・休日夜間検査の HIV 抗体即日検査(無料・匿名)を平成20年度から民間医療機関を借り上げ実施(平成22年度までは月2回、平成23年度からは毎月第4土曜日の月1回)

(長崎県内保健所の平成 29 年エイズ相談件数及び HIV 抗体検査件数)

相談件数 : 381 件

抗体検査件数 : 597 件

(エ)性感染症全数調査

県内の性感染症(4疾患)の実態を把握するため平成21年度から平成28年度まで全数調査を実施。

平成29年度に報告書作成。

エ 感染症患者発生状況(一類～三類感染症)

感染症法に基づく一～二類感染症(結核除く)は長崎県では未発生、三類感染症に分類される患者発生状況は下表に示すとおりである。

年次	三類感染症発生数(件)				
	コレラ	細菌性赤痢	腸チフス	パラチフス	腸管出血性大腸菌感染症
29	—	—	—	—	30
28	—	—	—	—	22
27	—	4	—	—	24

感染症発生動向調査費

実施主体	県	負担割合	国 1/2 県 1/2
平成 30 年度予算	13,989 千円	根拠法令等	感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、感染症発生動向調査事業実施要綱
平成 29 年度予算	14,773 千円		

<事業目的>

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、五類感染症(定点把握対象)の県内発生動向について、指定した定点医療機関における動向を把握し、対象感染症のまん延防止対策等への活用を図る。

<事業内容>

- ア 国の実施要綱に基づき、週単位、月単位の情報収集を県医師会に委託して実施し、患者定点医療機関から収集された情報は、全国統一の調査様式、調査方法により各保健所でオンラインシステムに処理する。
- イ 長崎県感染症情報センター(県環境保健研究センター)においては、速報、週報、月報、年報等の速やかな情報発信を行い、年別、年齢別、性別、保健所管内別比較等、きめ細やかな情報をホームページ等で提供する。
- ウ 保健所から医療機関等へ情報還元し、各地域における感染症予防、まん延防止対策等を推進する。

<事業実績>

- ア インフルエンザ流行入り:1回、注意報発令:1回、インフルエンザ流行警報:1回
- イ 日本脳炎ウイルス感染症予防に関する注意喚起:1回
- ウ 三類感染症患者発生の情報提供を通じた注意喚起(腸管出血性大腸菌感染症など)
- エ 長崎県感染症発生動向調査速報の発行(年間52報)
- オ 感染症発生動向調査患者定点医療機関の指定状況

定点名称	小児科	インフルエンザ	眼科	S T D	基幹定点	疑似症	
報告形態	週報告	週報告	週報告	月報告	週・月報告	随時	
管轄保健所	長崎市	10(1)	17(2)	3(1)	3(-)	3(-)	26
	佐世保市	6(1)	11(3)	1(-)	2(-)	1(-)	17
	西彼	4(1)	6(1)	1(-)	1(-)	1(-)	8
	県央	6(2)	10(3)	1(-)	2(-)	1(-)	17
	県南	5(1)	8(1)	1(-)	1(-)	1(-)	10
	県北	3(1)	4(1)		1(-)	1(-)	6
	五島	4(-)	5(1)	1(-)		1(1)	5
	上五島	2(-)	3(1)			1(1)	3
	壱岐	2(-)	3(1)			1(-)	4
	対馬	2(-)	3(1)			1(-)	4
計	44(7)	70(15)	8(1)	10(-)	12(2)	100	

※ ()内数は検査定点数

※ インフルエンザ定点は小児科定点と内科定点を合わせた定点数

肝炎対策事業費

実施主体	県	負担割合	国 1/2 県1/2
平成30年度予算	24,423 千円	根拠法令等	肝炎対策基本法
平成29年度予算	25,868 千円		肝炎患者等支援対策事業実施要綱

<事業目的>

我が国の肝炎ウイルスキャリアはB型、C型合わせて220万人から340万人程度存在すると推定されており、長期間経過後に肝硬変や肝細胞癌を引き起こすことが指摘されていることから、地域における肝炎診療の充実及び向上のため、医療提供体制の確保や患者への情報提供を行い、感染予防、早期発見及び早期治療の推進を図る。

<事業内容>

- ア 肝疾患専門医療機関研修会の開催
- イ 地域住民への公開講座開催、講師派遣
- ウ 肝炎に関する普及啓発
- エ 長崎県肝炎対策協議会の開催
- オ 県立保健所及び委託医療機関等における肝炎ウイルス無料検査の実施
- カ 初回精密検査・定期検査に要する費用の助成、陽性者へのフォローアップ等
- キ 長崎医療センターに肝疾患相談支援センターを設置・運営

<事業実績>

- ア 長崎県肝炎対策協議会の開催（平成19年5月9日設置）
- イ 肝疾患診療連携拠点病院として「独立行政法人国立病院機構長崎医療センター」を指定（平成19年8月1日指定）
- ウ 肝疾患専門医療機関の選定
肝疾患診療連携拠点病院と連携を図り、地域において肝炎対策を実施する肝疾患専門医療機関を52施設選定（平成30年4月1日時点）

エ 県立保健所における肝炎ウイルス無料匿名検査数(件)

項目	H29	H28	H27	H26
HBV	206	243	310	668
HCV	206	244	310	679

オ 委託医療機関（412施設※H30.4.2現在）における無料検査数（件）

項目	H29	H28	H27	H26
HBV	861	1323	1236	2916
HCV	871	1350	1239	2913

カ 長崎県健康事業団（出前検査）による無料検査数（件）※H26年度で事業終了

項目	H26	H25	H24	H23
HBV	97	447	231	230
HCV	99	446	231	230

キ 検査費助成者数

項目	H29	H28	H27
初回精密検査費	12	12	6
定期検査費	13	10	1

ク 肝疾患相談支援センターの相談対応実績（件）※H28年度から事業開始

項目	H29	H28
肝臓の病気について	22	15
病気の治療について	7	30
日常生活の留意点について	4	3
肝炎ウイルス検査について	2	4
医療機関について	1	18
医療費助成制度について	174	600
肝炎訴訟について	314	2
その他	5	21

肝炎医療費公費負担事業

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
平成30年度予算	197,545千円	根拠法令等	肝炎対策基本法
平成29年度予算	216,984千円		肝炎治療特別促進事業実施要綱

<事業目的>

B型及びC型ウイルス性肝炎患者に対するインターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療及びインターフェロンフリー治療に係る医療費助成を行い、患者の肝硬変、肝がんの予防を図るとともに、肝炎の重症化対策として平成30年12月よりB型C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・肝硬変患者の入院医療費を助成する。

<事業内容>

①肝炎医療費助成

- ・助成対象は、C型ウイルス性肝炎の根治を目的として行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療で、保険適用となっているものとする。
- ・当該治療を行うために必要となる初診料、再診料、検査料、入院料等については対象なるが、当該治療と無関係な治療は対象としない。
- ・医療費助成制度開始時期 平成20年4月(核酸アナログ製剤治療は平成22年4月、インターフェロンフリー治療は平成26年9月から)
- ・助成の期間:交付申請書の受理日の属する月の初日から起算し、原則として1年間
- ・自己負担限度額

階 層 区 分		自己負担限度額(月額)
甲	世帯の市町村民税(所得割)課税年額が235,000円以上の場合	20,000円
乙	世帯の市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の場合	10,000円

②肝がん・重度肝硬変医療費助成

- ・B型C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の入院医療で保険適用となっているもののうち、過去1年間で高額療養費の限度額を超えた月が3月以上ある等の条件を満たす場合に、4月以降で高額療養費の限度額を超えた月の医療費に対し助成を行う。
- ・自己負担額:1月につき1万円
- ・有効期間:原則として1年以内

<事業実績>

年度別肝炎医療費助成受給者数(単位:人)

	H29	H28	H27	H26
インターフェロン治療	2	5	17	179
核酸アナログ治療	1,496	1,451	1354	1211
インターフェロンフリー治療	394	594	999	178

予防接種事故対策事業

実施主体	市町	負担割合	国 1/2、 県 1/4、 市町 1/4
平成30年度予算	23,071千円	根拠法令等	予防接種法 ポリオ2次感染対策事業実施要綱
平成29年度予算	22,879千円		

<事業目的>

予防接種は社会防衛上行われる重要な感染症予防措置であるが、予防接種法に基づき実施した予防接種を受けた者等が当該予防接種により疾病に罹患し障害の状態となり、又は死亡した場合に救済を図る。

<事業内容>

- ア 予防接種を受けた者等が、疾病に罹患し障害の状態となり、又は死亡した場合、その原因が当該予防接種であると判明した際は、該当する医療費及び医療手当、障害児養育年金、障害年金、在宅介護手当、遺族年金、遺族一時金、死亡一時金、葬祭料の給付を行う。
- イ 予防接種を受けた者等が、疾病に罹患し障害の状態となり、又は死亡した場合、その予防接種との因果関係について市町が実施する調査経費に対し補助を行う。

<事業実績>

	障害児養育年金		障害年金			医療費 医療手当	特別手当 (ポリオ)	実人数	健康被害に 関する調査
	1級	2級	1級	2級	3級				
	(件)							(人)	(件)
平成 29 年度		1	1	3	2	4	1	10	2
平成 28 年度		1	1	3	2	3	1	11	1
平成 27 年度		1	1	3	2	5	1	9	1

がん克服推進事業

実施主体	県	負担割合	国 1/2 県 1/2 (全国がん登録の実施等については 県 10/10)
平成 30 年度予算	53,878 千円	根拠法令等	がん対策基本法 長崎県がん対策推進条例
平成 29 年度予算	56,226 千円		

<事業目的>

県民をがんの脅威から守るため、身近で質の高い患者に優しいがん医療体制の整備、がんに関する知識の普及、精度の高いがん検診の推進、正確ながん登録による検診・医療の評価等のがん対策を総合的かつ計画的に推進する。

<事業内容>

1. がん診療連携拠点病院の機能強化
 - ・がん医療従事者の研修
 - ・がん相談支援事業の実施
 - ・普及啓発・情報提供事業の実施
2. 医療従事者の資質の向上
 - ・がん診療離島中核病院機能強化事業
 - ・県指定がん診療連携推進病院機能強化事業
 - ・緩和ケア研修事業
3. がんに関する知識の普及
 - ・がん検診普及啓発事業
 - ・がん予防推進員事業
4. がん検診の推進
 - ・がん検診事業評価・精度管理事業
5. がん登録の推進
 - ・がん登録評価事業

<事業実績>

1. がん診療連携拠点病院の機能強化
平成 29 年度末現在の指定状況: 県拠点病院 1施設 地域拠点病院5施設
2. 県指定がん診療連携推進病院の機能強化
平成 29 年度末現在の指定状況: 2施設
3. 医療従事者の質の向上
緩和ケア研修 平成 29 年度: 9 機関で実施 (参加人数 143 名 修了者数 131 名) 修了者累計 1,473 年以降)
がん診療離島中核病院機能強化事業 (五島中央病院、上五島病院、壱岐病院、対馬病院)
4. がんに関する知識の普及
がん予防推進事業 (がん予防推進員研修)
平成 29 年度: 協定企業 1 社 (331 名)
平成 27 年度: 協定企業 2 社 (157 名)
平成 26 年度: 協定企業 1 社 (37 名)

5. がん検診の推進

平成 29 年度:がん検診事業評価・精度管理事業の実施

平成 28 年度:がん検診事業評価・精度管理事業の実施

平成 27 年度:がん検診事業評価・精度管理事業の実施

6. がん登録の推進

平成 29 年度:全国がん登録研修会の実施(1回:参加者 141 名)

平成 27 年度:全国がん登録制度開始に伴う研修会の実施(2回:参加者 305 名)

昭和 59 年～ 長崎県がん登録評価事業の実施(委託事業)

保健医療対策費

実施主体	県	負担割合	県 10/10 (医療連携については県 1/2、国 1/2)
平成 30 年度予算	5,649 千円	根拠法令等	医療法
平成 29 年度予算	5,902 千円		

<事業目的>

県民に対する良質かつ適切な医療を効果的に提供する体制の確保を図るため、長期的な展望にたつて総合的な保健医療供給体制づくりとその推進を図ることが重要である。

このため、県は、医療法に基づく「長崎県医療計画」を策定し、計画を円滑に推進するため長崎県保健医療対策協議会や地域保健医療対策協議会を随時開催し、具体的な計画の推進方策や問題の解決等について検討する。

<事業内容>

①医療計画の見直し

国の医療計画作成指針の見直しを受けて、平成 30 年 3 月に長崎県医療計画の見直しを行った。(計画期間:平成 30 年度～平成 35 年度)

②長崎県保健医療対策協議会等の開催

計画の見直しに当たっては、医療関係団体及び関係行政機関を代表する者で構成している次の協議会等の意見を聴くとともに、主要な医療事業ごとに専門家による検討委員会を開催し計画内容の検討を行う。

(1) 長崎県保健医療対策協議会

(2) 長崎県保健医療対策協議会専門部会

・企画調整部会

・救急医療対策部会

・成人保健部会

・母子保健部会

・離島医療部会

・精神保健部会

・歯科保健医療部会

・医療費あり方検討部会

・がん対策部会

・小児・周産期・産科医療確保対策部会

(3) 事業別地域医療連携等専門部会 (脳卒中、在宅医療、急性心筋梗塞、糖尿病、周産期医療)

(4) 地域保健医療対策協議会 (県下 10 地域に設置)

(5) ブロック別地域医療連携検討会

<事業実績>

①長崎県医療計画

(1) 当初公示年月日 昭和 63 年 3 月 31 日

(2) 見直し公示年月日 (第 1 回) 平成 4 年 3 月 31 日

(第 2 回) 平成 9 年 3 月 31 日

平成 10 年 10 月 30 日 (療養型病床群に係る病床の整備目標の追加記載)

(第 3 回) 平成 13 年 12 月 28 日

- (第4回) 平成18年3月31日
 平成20年3月31日 (がん、脳卒中、一般救急医療、離島・へき地医療の見直し)
 平成21年3月31日 (急性心筋梗塞、糖尿病、小児医療、周産期医療、災害医療の見直し)
- (第5回) 平成23年3月31日
 (第6回) 平成25年3月31日
 平成28年3月31日 (医療圏と基準病床数の一部変更、「6 離島・へき地医療」の一部変更)
- (第7回) 平成30年3月31日

②長崎県保健医療対策協議会等の開催回数

協議会		開催回数	
		平成29年度	平成28年度
保健医療対策協議会		1回	2回
保健医療対策協議会 専門部会	企画調整部会	2回	2回
	離島医療部会	1回	—
	救急医療対策部会	2回	—
	小児・周産期・産科医療確保対策部会	2回	1回
地域保健医療対策 協議会	長崎市地域	1回	1回
	佐世保市地域	2回	1回
	県央地域	2回	1回
	西彼地域	1回	1回
	県南地域	2回	1回
	県北地域	2回	1回
	五島地域	2回	1回
	上五島地域	2回	1回
	壱岐地域	2回	1回
	対馬地域	1回	1回

地域医療再生臨時特例基金事業費

実施主体	医療機関	負担割合	
平成30年度予算	0千円	根拠法令等	長崎県地域医療再生臨時特例基金事業補助金実施要綱
平成29年度予算	87,361千円		

<事業目的>

救急医療の確保、医師確保など地域における医療課題の解決に向けて県が策定した「長崎県地域医療再生計画（離島地域、佐世保・県北地域）」、県全域において「質の高い地域完結型医療体制の構築」に向けて県が策定した「第2次長崎県地域医療再生計画」、「2025年を見据えた医療提供体制の構築」に向けた「第3次地域医療再生計画」に基づく事業を支援するため、県において基金を設け、必要な経費を助成する。

※地域医療再生計画：国の「地域医療再生臨時特例交付金」を活用して医療機能の強化や医師確保等、地域の医療課題を解決するため、本県では第1次計画（離島、佐世保・県北地域）を平成22年1月に、第2次計画を平成23年11月に、第3次計画を平成25年9月に策定した。

<事業内容>

事業期間満了により基金残額は全額を国へ返還済

<事業実績>

平成28年度：1事業、17,153千円
 平成27年度：21事業、447,854千円

平成 26 年度:30 事業、2,714,868 千円

平成 25 年度:40 事業、3,063,897 千円

地域医療構想推進事業費

実施主体	長崎県	負担割合	
平成 30 年度予算	4,152 千円	根拠法令等	医療法 長崎県地域医療構想調整会議設置要綱
平成 29 年度予算	8,580 千円		

<事業目的>

医療法第 30 条の 14 に基づき、地域医療構想の構想区域(二次医療圏)ごとに、関係者との連携を図りつつ、将来の必要病床数を達成するための方策その他の地域医療構想の実現に向けた取組を協議するため、地域医療構想調整会議を開催する。

<事業内容>

地域における次の事項について協議、連絡、調整を行う。

- ・地域医療構想の策定に関すること
- ・構想区域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関すること
- ・病床機能報告制度による情報等の共有に関すること
- ・医療介護総合確保促進法に基づく長崎県計画に関すること
- ・その他、地域医療構想の達成の推進に関すること

※地域医療構想調整会議の委員

国立・公的病院等、郡市医師会、郡市歯科医師会、県薬剤師会支部、県看護協会支部、保険者、介護関係者、市町(介護保険担当)、保健所、その他学識経験者

<事業実績>

地域医療構想調整会議開催回数

平成 29 年度:18回(各構想区域1~4回、県全体会2回)

平成 28 年度:9回(各構想区域1回、県全体会1回)

病床機能の分化・連携推進事業費(地域医療介護総合確保基金)

実施主体	長崎県	負担割合	
平成 30 年度予算	102,500 千円	根拠法令等	長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金実施要綱
平成 29 年度予算	122,507 千円		

<事業目的>

急性期から回復期、在宅医療に至る機能を地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備の整備を促進するとともに、関係団体自らが行う地域の医療・介護関係者に対する研修や検討会を支援する。

<事業内容>

①病床機能分化・連携推進事業 (100,000 千円)

医療機関が急性期から回復期へ病床機能を転換するために必要な施設整備、設備整備にかかる経費を補助する。

(補助基準額)

施設:新築・増築 4,313 千円/病床、改築・改修 3,333 千円/病床

設備:10,800 千円/施設

(補助率) 1/2

②地域医療構想に係る医療機関の体制構築事業 (2,500 千円)

各郡市医師会が行う地域医療構想実現のためのワーキングの会議等に要する経費について支援を行う。

(補助率) 10/10

<事業実績>

- ① 病床機能分・連携推進事業
平成 29 年度:2 施設
- ② 平成 30 年度から実施

医療ICT「あじさいネット」推進事業費(地域医療介護総合確保基金)

実施主体	長崎県	負担割合	
平成 30 年度予算	23,000 千円	根拠法令等	長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金実施要綱
平成 29 年度予算	43,257 千円		

<事業目的>

県内全域を網羅する医療情報ネットワーク「あじさいネット」の在宅医療での活用、介護分野との連携、救急医療での活用のための検討会や必要な改修等を実施し、参加医療機関の拡大を図り、医療機関等の情報共有を推進する。

<事業内容>

- ① 「あじさいネット」による地域医療構想支援事業 (17,000 千円)
県医師会にプロジェクトマネージャーを配置し、在宅医療での活用、介護分野との連携など地域医療構想推進のためのICT活用についての検討会や必要な改修等に要する経費を補助する。
 - ・プロジェクトマネージャー、補助事務員の配置
 - ・在宅医療・施設連携、医療機関連携、周産期医療、薬局連携等の検討会の開催
 - ・システム拡張開発
(補助率) 10/10
- ② 調剤情報共有システム推進事業(6,000 千円)
五島市で運用している調剤情報共有システムをあじさいネットに接続し、調剤情報共有システムを県全体で活用するために必要なシステム改修に要する経費を補助する。
 - ・システム開発
(補助率) 10/10

<事業実績>

- あじさいネット参加機関数:374(H30.6 現在)
- ・情報提供病院: 34
 - ・情報閲覧施設:340(病院・診療所 208、薬局 107、介護施設等 25)

安全な出産・子育てのための医療体制整備事業費(地域医療介護総合確保基金)

実施主体	長崎県	負担割合	
平成 30 年度予算	59,475 千円	根拠法令等	長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金実施要綱
平成 29 年度予算	69,971 千円		

<事業目的>

安心・安全な出産や子育てを推進するため、小児・周産期医療体制を整備する。

<事業内容>

- ①小児救急電話相談事業 (14,346 千円)
休日夜間の小児救急現場の負担を軽減するため、経験豊富な看護師が保護者等からの電話相談に対応する小児救急電話相談センターを設置する。
- ②医療的ケアが必要な在宅小児等への支援事業 (3,576 千円)
周産期母子医療センターからの円滑な退院を促すため、医療と福祉が協力してコーディネータを設置し、重症の小児等が在宅で安心して療養できる体制を整備する。

- ③小児・周産期医療確保特別事業（25,000 千円）
 地域の小児周産期医療を担う医師が特に不足する地域について、医師確保に要する経費を補助する。
 ・上五島病院の院内助産所設置(15,000 千円)（補助率）3/4
 ・島原病院の小児医療研究室設置(10,000 千円)（補助率）1/2
- ④小児救急医療体制整備事業（12,443 千円）
 佐世保市において輪番病院が小児二次救急を実施する際の運営費を補助する。（補助率）10/10
- ⑤母体急変時の初期対応強化事業（2,985 千円）
 効果的な母体救命システムの確立及び妊産婦への質の高い医療の提供を図るため、多職種の周産期医療関係者に対して実施する標準的な母体救命法を普及させる日本母体救命システム普及協議会の公認講習会など実践的なトレーニングに要する経費を補助する。（補助率）3/4
- ⑥産科救急の対応強化研修事業（1,125 千円）
 産科医療に従事していない救急医療従事者に対して実施する病院外や病院前での妊産婦救急を想定した産科に関する基礎的なシミュレーショントレーニング(妊婦の評価、分娩介助、新生児蘇生、妊婦蘇生等)に要する経費を補助する。（補助率）3/4

<事業実績>

- ①小児救急電話相談事業
 ・相談件数
 平成 29 年度:11,893 件
 平成 28 年度:11,784 件
 平成 27 年度: 8,637 件
- ②医療的ケアが必要な在宅小児等への支援事業
 ・圏域コーディネータを県内に配置
- ③小児・周産期医療確保特別事業
 ・上五島病院に長崎大学から産科医1名(+応援医師1名)を派遣
 ・島原病院に長崎大学および長崎医療センターから小児科医2名を派遣
- ④周産期医療人材育成研修事業
 ・実習受講者数
 平成 29 年度: 43 名
 平成 28 年度: 37 名
 平成 27 年度: 54 名
- ⑤小児救急医療体制整備事業
 休日夜間における小児の救急診療体制を整備するため、佐世保市総合医療センターに小児二次救急体制を確保
- ⑥母体急変時の初期対応強化事業
 ・実習受講者数
 平成 29 年度: 33 名

周産期医療の機能分化推進事業費

実施主体	長崎県	負担割合	
平成 30 年度予算	135,623 千円	根拠法令等	長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金実施要綱 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱
平成 29 年度予算	-		

<事業目的>

県内の周産期医療体制を強化することにより、安心して子どもを産み育てる環境を確保するため、長崎大学病院の総合周産期母子医療センターの整備に要する経費に補助を実施する。

<事業内容>

- ①施設整備（107,543 千円）
 NICU(新生児集中治療管理室)の整備に要する経費を補助する。（補助率 1/3 ほか）

②設備整備 (28,080 千円)

NICU(新生児集中治療管理室)で使用する医療機器の購入経費を補助する。(補助率 1/3)

・国庫補助基準額

区分	補助基準	補助率
施設整備費	小児医療施設として必要な診療棟、小児専用病棟の整備。 基準面積(800㎡×200,900円)	国 0.33
設備整備費	小児医療施設として必要な医療機器等(新生児集中治療管理室に必要な医療機器を含む)の備品導入費。基準額 42,120 千円	国 1/3、県 1/3

在宅医療・多職種連携推進業費(地域医療介護総合確保基金)

実施主体	長崎県	負担割合	
平成 30 年度予算	2,397 千円	根拠法令等	長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金実施要綱
平成 29 年度予算	34,713 千円		

<事業目的>

地域医療構想の実現のため、在宅医療等について多職種連携を推進する。

<事業内容>

- ① 在宅医療・多職種連携に関わる薬剤師の支援事業 (1,575 千円)
医療材料の適切な供給のためのシステムの広報や研修、薬剤師が在宅医療に関わるための研修に要する経費を補助する。(補助率)3/4
- ② 在宅医療にかかる精度管理均てん化等研修事業(822 千円)
在宅医療に関わる医療従事者・介護従事者を対象とした救命救急等研修を実施し、在宅療養患者をよりきめ細やかに支援する。(補助率)3/4

<事業実績>

- ①在宅医療・多職種連携に関わる薬剤師の支援事業
平成 28 年度：医療・衛生材料在庫情報共有システム「あるかな」の構築
医療・衛生材料等の規格・品目統一等の事業検討のための連携協議会 2 回、運営委員会 1 回開催
システムの利用方法等研修会 5 回開催、219 名参加
衛生材料等についての研修会 3 回開催、114 名参加
- ②在宅等医療にかかる精度管理均てん化等研修事業
平成 29 年度から実施

第二次救急医療体制整備費

実施主体	市町	負担割合	国 1/3 県 1/3 市町等 1/3
平成 30 年度予算	544,967 千円	根拠法令等	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱
平成 29 年度予算	225,398 千円		医療提供体制施設整備交付金交付要綱

<事業目的>

地域の実情に応じて病院群輪番制方式等による第二次救急医療体制を整備し、休日・夜間等における手術・入院を必要とする重症救急患者の医療の確保を図る。

<事業内容>

- ① 病院群輪番制病院運営費補助金 (10,473 千円) (県単)
第二次救急医療体制の確保のため、長崎県島原病院が南高島原地域の病院と実施する病院群輪番制の運営に対して補助を行う。
基準額@63,864 円 × 診療日数(164 日) = 10,473 千円
- ②救急医療協力病院運営費補助金 (4,590 千円) (県単(県 1/2、市町 1/2))

第二次救急医療体制の円滑な運営を図るため、病院群輪番制病院を補完する救急医療協力病院をおき、その運営に対して補助を行う。

基準額@85千円 × 12月 × 1/2 × 9施設 = 4,590千円

- ③ 救急医療対策事業補助金（救急救命士病院実習受入促進事業）(3,500千円)（国 1/2、県 1/2）
救急救命士の資格を有する救急隊員の救急救命処置の実習を受け入れる病院に対して補助を行う。

基準額@500千円 × 7施設 = 3,500千円

- ④ 救急医療対策事業補助金(病院群輪番制病院整備事業) (52,345千円)
第二次救急医療体制の確保のため、病院群輪番制病院の施設・設備整備に対して補助を行う。

・国庫補助基準額

区分	補助基準	補助率
施設整備費	第二次救急医療施設として必要な診療部門(診察室、処置室、手術室、薬剤室、X線室、検査室等)、専用病床の整備。基準面積(150㎡×192,800円)	国 0.33
設備整備費	第二次救急医療施設の診療機能として必要な医療機器の整備。1箇所あたり 21,600千円、(心臓病専用・脳卒中専用機器 6,171千円、心電図受信装置 2,724千円)	国 1/3、県 1/3

- ⑤ 救急医療対策事業補助金(救命救急センター設備整備事業) (4,500千円)
重篤救急患者の医療の確保のため、救命救急センターとして必要な施設・設備の整備に対して補助を行う。

・国庫補助基準額

区分	補助基準	補助率
施設整備費	救命救急センターとして必要な病棟、診療等、専用病室等の整備。 基準面積(2300㎡×231,700円)	国 0.33
設備整備費	救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品の導入費。 1箇所あたり 251,640千円、(心臓病専用・脳卒中専用・小児救急専用・重症外傷専用機器 61,713千円、心電図受信装置 2,724千円)	国 1/3、県 1/3

- ⑥ 医療施設近代化施設整備事業補助金 (161,565千円)
医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及びサービスの向上等につながる増改築及び改修に要する経費に対して補助を行う。

・補助基準額: 基準面積 × @207,500円 (+電子カルテシステム整備費(605千円×整備後の病床数))

・補助率:0.33

・基準面積:1床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ1床あたりの病棟面積を18㎡以上確保する場合
25㎡×整備後の整備区域の病床数

1床ごとの病室面積を5.8㎡以上かつ1床あたりの病棟面積を16㎡以上確保する場合
22㎡×整備後の整備区域の病床数

病棟のほか患者サービスの向上等のための整備を行い、整備区域の病床数を20%以上削減する場合
25㎡×整備後の整備区域の病床数

病棟のほか患者サービスの向上等のための整備を行い、整備区域の病床数を20%未満削減する場合
15㎡×整備後の整備区域の病床数

- ⑦ 医療施設耐震整備事業補助金(307,994千円)
地震発生時の救急医療体制の確保のため医療施設の耐震整備に対して助成する。

・補助基準額: 39,000千円×2,300㎡

・補助率:0.5(過剰病床調整率0.95)

<事業実績>

- ① 病院群輪番制病院運営費補助金
平成29年度:1施設
平成28年度:1施設
平成27年度:1施設
- ② 救急医療協力病院運営費補助金
平成29年度:9施設
平成28年度:9施設

- 平成 27 年度:9施設
- ③ 救急医療対策事業補助金(救急救命士病院実習受入促進事業)
 - 平成 29 年度:7施設
 - 平成 28 年度:7 施設
 - 平成 27 年度:7 施設
- ④ 救急医療対策事業補助金(病院群輪番制病院整備事業)
 - 平成 29 年度:2施設
 - 平成 28 年度:4 施設
 - 平成 27 年度:4 施設
- ⑤ 救急医療対策事業補助金(救命救急センター設備整備事業)
 - 平成 29 年度:1施設
 - 平成 28 年度:9施設
 - 平成 27 年度:0 施設
- ⑥ 医療施設近代化施設整備事業補助金
 - 平成 29 年度:2施設
 - 平成 28 年度:1 施設
 - 平成 27 年度:1 施設
- ⑦ 医療施設耐震整備事業補助金
 - 平成 29 年度:0施設
 - 平成 28 年度:1施設
 - 平成 27 年度:1施設

広域災害・救急医療情報システム費

実施主体	県	負担割合	
平成 30 年度予算	11,711 千円	根拠法令等	
平成 29 年度予算	12,088 千円		

<事業目的>

救急医療施設からの確に情報を収集し、医療施設、消防本部等へ必要な情報の提供を行い円滑な連携体制のもとに、救急患者の医療を確保する。

また、広域災害が発生した場合に医療機関の状況を把握し、適切かつ迅速に災害時の医療供給体制を確保する。

<事業内容>

インターネットの利用による救急医療情報システムを整備し、24時間体制の情報収集(診療の可否等)、在宅当番医等の情報提供(医療機関、住民等からの照会に対する案内)事業を財団法人長崎県健康事業団に委託し実施する。

厚生労働省が運用する広域災害救急医療情報システム(EMIS)を導入し、広域災害時における急性期災害医療体制を確立する。

(事業の経過)

- 昭和55年1月 長崎県救急医療情報システム運用開始
- 平成2年11月 システム更改
- 平成11年4月 システム更改(広域災害・救急医療情報システムとして運用開始)
- 平成17年4月 新長崎県救急医療情報システムの運用開始
(広域災害情報を廃止し、救急医療情報システムとして運用開始)
- 平成24年3月 東日本大震災
- 平成25年2月 長崎県広域災害救急医療情報システム(EMIS)を運用開始

<事業実績>

救急医療情報システム照会件数

	消防署等が情報を検索した件数	救急医療機関案内電話照会件数	在宅当番医情報照会件数
平成 29 年度	104,359 件	14,292 件	143,245 件
平成 28 年度	107,616 件	13,963 件	135,533 件
平成 27 年度	110,183 件	14,095 件	50,023 件

ドクターヘリ運営事業費

実施主体	県	負担割合	国 1/2 県 1/2
平成 30 年度予算	299,005 千円	根拠法令等	○救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法 ○救急医療対策事業実施要綱
平成 29 年度予算	299,005 千円		

<事業目的>

救急患者に対し救急現場から救命処置を開始し、医療機関に迅速に搬送することができるドクターヘリを導入し、救命率の向上及び後遺症の軽減を図る。

<事業内容>

ドクターヘリを大村市にある国立病院機構長崎医療センターに配置し、消防機関、医療機関等からの出動要請に基づき、救命救急センター医師及び看護師が同乗し、救急現場に向かい、現場から当該救命救急センターまたは他の医療機関への到着以前に患者に救命医療措置をとりつつ搬送業務を行うため、ドクターヘリの運航業務を航空会社に委託する。

なお、搭乗する医師と看護師は、国立病院機構長崎医療センターが協力することになっている。

①ドクターヘリ運航委託(平成18年12月1日から運航開始)

②運航調整委員会及び症例検討部会の開催

<事業実績>

運航実績

	要請件数	出動件数				
		出動前 キャンセル	合計	現場		出動後 キャンセル
				現場	病院間	
平成 29 年度	1,069 件	236 件	833 件	478 件	196 件	159 件
平成 28 年度	1,051 件	257 件	794 件	494 件	166 件	134 件
平成 27 年度	1,138 件	248 件	890 件	563 件	191 件	136 件

医療施設耐震化臨時特例基金事業費

実施主体	災害拠点病院他	負担割合	
平成 30 年度予算	52,007 千円	根拠法令等	長崎県医療施設耐震化臨時特例基金事業補助金実施要綱
平成 29 年度予算	37,193 千円		

<事業目的>

国の「経済危機対策」(平成21年4月10日)等に基づき、大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震整備を行い、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図るため、県で基金を設け、必要な経費を助成する。

<事業内容>

未耐震の災害拠点病院、二次救急医療機関が行う耐震化を目的とした新築、増改築、耐震補強工事に要する経費に助成をする。

<事業実績>

平成 29 年度：1 施設、14,829 千円
 平成 28 年度：1 施設、146,549 千円
 平成 27 年度：1 施設、61,062 千円

周産期医療確保対策事業費

実施主体	長崎市、佐世保市	負担割合	国 1/3
平成 30 年度予算	14,594 千円	根拠法令等	周産期医療対策事業等実施要綱
平成 29 年度予算	14,594 千円		

<事業目的>

周産期母子医療センターの診療機能、病床数及び医師、看護師等の確保や処遇改善を図ることを目的とする。

<事業内容>

周産期母子医療センターの診療機能、病床数及び医師、看護師等の確保や処遇改善を図るため、運営に係る経費に対して補助を行う。

国庫補助基準額

区分	補助基準
運営費	NICU 運営費 5,772 千円×病床数×事業月数/12
	GCU 運営費 915 千円×病床数×事業月数/12

※ 単価は、平成 30 年度基準額

<事業実績>

平成 29 年度：長崎市、9,486 千円
 平成 28 年度：長崎市、9,486 千円
 平成 27 年度：長崎市、7,504 千円

医務行政費

実施主体	県	負担割合	県 10/10
平成 30 年度予算	604,611 千円	根拠法令等	医療法
平成 29 年度予算	805,426 千円		

1. 医療施設に対する許認可指導

<事業目的・内容>

医療施設の開設、変更等をしようとする場合、施設の内容が県民の医療を確保するにふさわしいものであるかどうかについて、関係法令に照らし指導する。

<事業実績>

	年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
	開 設 の 許 可	1	11	1	0	0	0	1	2	2	3
病 院	変 更 の 許 可	109	107	122	110	146	134	144	124	130	117
	施設の使用許可	77	68	79	82	105	93	95	75	91	75

診療所	開設の許可 (非医師・非歯科医師)	17	11	16	30	13	12	32	22	31	30
	開設届 (医師・歯科医師)	14	17	15	19	26	34	30	26	14	23
	有床診療所の 使用許可	19	15	14	46	24	20	26	22	31	22
施術所・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師 開設届		36	25	46	43	35	65	44	54	70	54
歯技 科工 所	開設届	6	6	6	3	1	7	2	2	1	0
医療人	設立認可	9	12	14	15	16	9	18	11	14	15

2. 医療従事者に対する免許指導

<事業目的・内容>

県内で、医療に従事する者の「免許登録、籍の訂正等」の手続きを円滑に行うよう指導するとともに、無資格医療行為がな
いかどうか等チェックする。

<事業実績>

厚生労働大臣免許		申請件数									
免許の種類		20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
医師	免許申請	87	61	130	95	103	87	96	77	110	90
	その他の手続	74	53	55	58	76	71	78	66	64	61
歯科医師	免許申請	37	25	64	45	25	28	28	24	22	28
	その他の手続	22	18	19	22	20	23	21	22	22	16
臨床検査技師	免許申請	32	28	42	26	47	39	40	46	25	34
	その他の手続	19	31	24	24	26	24	22	31	25	26
衛生検査技師	免許申請	0	1	40	4	0	0	0	0	0	0
	その他の手続	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1
診療放射線技師	免許申請	29	17	12	14	29	17	20	32	13	29
	その他の手続	3	6	7	5	4	3	2	7	6	8
理学療法士	免許申請	142	166	174	129	194	200	213	208	90	180
	その他の手続	34	26	51	32	47	49	43	44	53	57
作業療法士	免許申請	78	125	88	81	91	71	114	101	54	77
	その他の手続	21	27	35	44	38	42	38	42	43	39
視能訓練士	免許申請	7	2	2	5	2	2	5	2	4	5
	その他の手続	0	2	3	3	3	3	3	1	0	2
歯科技工士	免許申請	13	13	13	9	23	14	16	3	—	—
	その他の手続	9	1	11	8	3	0	6	0	—	—

3. 医療監視指導

<事業目的>

病院及び診療所(一般及び歯科)が、医療法その他の関係法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているかについて検査及び指導することにより、病院及び診療所が県民に科学的かつ、適正な医療を行う場にならざることを目的とする。

<事業内容>

(ア) 病院の立入検査

県内の病院(ベッド数20床以上) 150施設を対象に、医療従事者、病床管理、構造設備等 109項目について、県立保健所管内は県医療政策課・県立保健所が合同で、保健所設置市は各保健所が、各施設に赴き、年に1回、定期的に検査を行っている。

(イ) 診療所医療調査

県内の診療所(病床数19床以下の内科・歯科診療所)約 2,200施設を対象に、構造設備等最大17項目について、開設時並びに3~5年に1回、定期的に各保健所の医療監視員が立入検査を実施している(県立保健所管内の有床診療所にはのみ医療政策課が同行)。

(ウ) 施術所及び歯科技工所の立入検査

施術所等については、開設時並びに必要に応じ、立入検査を実施し、無資格医業類似行為がないか、また、適切な業態が確保されているか検査を行っている。

4. 衛生検査所に対する指導

<事業目的>

検査の適正を確保することにより県民に適切な医療を供給することを目的として、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律に基づき、県所管分9ヶ所の登録衛生検査所に対し指導監督を行う。

<事業実績>

区分/年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
開設の登録	0	0	1	0	0	0	0	2	4	0	1	0	0
検査業務内容の変更登録	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	1
廃止届	0	1	1	0	1	1	0	1	3	1	0	1	0

5. 医療施設等施設整備費補助金(有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業)

実施主体	医療機関	負担割合	国 10/10
平成 30 年度予算	597,000 千円	根拠法令等	医療施設等施設整備費補助金交付要綱
平成 29 年度予算	800,000 千円		

※医務行政費の一部

<事業目的>

有床診療所等を対象に、防火設備の強化を図ることを目的とする。

<事業内容>

診療所・病院・助産所のうち、病床または入所施設を有している棟に対し、スプリンクラー等を整備するための経費に補助を行う。

<事業実績>

平成 29 年度:12,030 千円 3 施設

平成 29 年度(平成 28 年度からの繰越分):986,541 千円 26 施設

平成 28 年度：267,832 千円 13 施設
 平成 27 年度：749,807 千円 50 施設

医療安全相談センター事業費

実施主体	県	負担割合	県 10/10
平成 30 年度予算	6,489 千円	根拠法令等	医療法
平成 29 年度予算	6,588 千円		

<事業目的>

医療に関する患者・家族等の苦情や相談に応じ、医療の安全と信頼を高めるとともに医療機関への情報提供を通じて患者サービスの向上を推進し、医療の安全と向上を図る。

<事業内容>

昭和55年11月20日から訪問、文書、電話などによる医療に関する相談を医療相談コーナーにより受け付けていたが、平成15年度より、窓口を明らかにし、助言や適切な相談先の紹介を行うとともに、協議会を設置し、活動内容の検討や相談事例の分析・検討を行っている。

<事業実績>

(ア) 医療相談件数(昭 55.11.20～平 30.3.31 実績) (単位:件数)

年度	S55～ H20. 3.31	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	計
件数	1,848	292	245	258	252	260	304	388	406	364	369	4,986

(イ) 主な相談内容別件数(平 29.4.1～平 30.3.31 実績) (単位:件数)

平成 29 年度	内容(国分類)							
	医療行為・医療内容	コミュニケーション	医療機関の施設	医療情報等の取扱い	医療機の紹介・案内	医療費	医療知識等	その他
苦情	25	50	12	8	3	5	0	14
相談	96	47	1	17	17	22	16	36

しまの医療機関指導費

実施主体	県	負担割合	県 10/10
平成 30 年度予算	2,760 千円	根拠法令等	
平成 29 年度予算	2,850 千円		

<事業目的>

離島の医療機関の運営を通じ、離島医療の向上を図る。

<事業内容>

長崎県自治体病院等開設者協議会による政府施策要望を行うとともに、市町からの要請に応じ、ながさき地域医療人材センター等と連携して医師の斡旋等を行う。

<事業実績>

市町からの医師斡旋依頼件数
 平成 28 年度：23 件

平成 27 年度： 22 件

平成 26 年度： 14 件

病院企業団助成費

(病院企業団本部会計負担金、病院企業団財政助成費、病院企業団医師センター経費、臨床研修医研修経費、研究研修事業経費、病院企業団本土地区病院負担金)

実施主体	県	負担割合	
平成 30 年度予算	2,104,099 千円	根拠法令等	地方公営企業法
平成 29 年度予算	1,937,707 千円		長崎県病院企業団構成団体負担要綱

<事業目的>

県と島原、五島、壱岐及び対馬地域の市町が一体となって病院を運営することにより、県民の健康な生活を確保する。

<事業内容>

長崎県病院企業団に対し、地方公営企業法の主旨に基づき、経費の負担及び必要な助成を行うことにより、地域の医療を確保する。

[長崎県病院企業団の概要]

県と島原、五島、対馬地域の市町が一体となって病院を運営することにより、県民の健康な生活を確保することを目的に平成21年4月1日に設立された一部事務組合(地方自治法上の特別地方公共団体)である。

注:平成 21 年 3 月 31 日で解散した離島医療圏組合(9病院)に県立 2 病院を加えた11病院で発足し、現在は壱岐市の加入等により8病院、3附属診療所を運営している。(平成 30 年 4 月 1 日時点)

[県負担額]

(予算額 2,104,099 千円)

ア	本部会計負担金	30,230 千円
	本部運営(職員人件費、事務所管理費、議会監査経費)に要する経費への負担金	
イ	財政助成費	774,342 千円
	離島地区病院の経営に対する負担金	
	・企業債(建設改良)元利償還金	
	・医師給与増嵩費	
	・特殊疾病(結核・精神)増嵩経費	
	・特別研究研修(医師)経費	
	・医療従事者(看護師)養成経費	
ウ	医師センター経費	28,174 千円
	医師センター運営に要する経費(給与費、研修費等)への負担金	
エ	臨床研修医研修経費	11,432 千円
	養成医師の臨床研修経費負担金	
オ	研究研修事業経費	3,320 千円
カ	本土地区病院負担金	1,256,601 千円
	本土地区病院の経営に対する負担金	

<事業実績>

	平成 29 年度見込み	平成 28 年度	平成 27 年度
企業団病院の収支差	△1,434 百万円	△1,270 百万円	△3,002 百万円